

# 大磯町シンボルツリー奨励事業補助金交付要綱

平成 21 年 2 月 25 日

大磯町告示 第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭緑化及び良好な景観の形成の推進を目的とするシンボルツリーの植栽に要する経費を補助することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和 33 年大磯町規則第 7 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「シンボルツリー」とは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) シンボルツリーとして植栽する樹木の種類及び植栽位置が、大磯町景観計画の内容に沿うものであること。
- (2) 植栽する樹木の高さが、3メートル以上であること。

(補助対象)

第 3 条 町長は、町内に住宅用地を所有し、又は管理する者が、当該住宅用地にシンボルツリーを植栽するにあたり、必要な経費が 2 万円以上のものについて補助するものとする。ただし、法人を除く。

(交付金額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、大磯町景観計画に規定する景観形成重点地区にあってはシンボルツリーの植栽に要する経費の 2 分の 1 の額とし、その他の地区にあってはその植栽に要する経費の 3 分の 1 の額とする。

2 前項の規定により算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、2 万円とする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付申請は、シンボルツリー奨励事業補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

(決定の通知)

第 6 条 規則第 5 条の規定による交付決定通知は、シンボルツリー奨励事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 9 条の規定による実績報告は、シンボルツリー奨励事業補助金実績報告書（第 3 号様式）により、事業完了の日から 1 月以内に行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第 8 条 規則第 10 条の規定による補助金の額の確定の通知は、シンボルツリー奨励事業補助金確定通知書（第 4 号様式）によるものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第11条の規定による補助金の交付請求は、シンボルツリー奨励事業補助金交付請求書(第5号様式)によるものとする。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、病虫害の防除、公道へのはみ出しの防止、シンボルツリー周辺の緑化対策等シンボルツリーの良好な管理育成に努めなければならない。

(適用除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱を適用しないものとする。

- (1) この要綱に基づき補助金の交付を受けた者が、10年以内に再整備する場合
- (2) 町税を滞納している者
- (3) 公共事業による移転補償に係るもの

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する